

公益社団法人北海道社会福祉士会の会費に関する規則

規則第2号

2013年4月1日制定

2014年3月22日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の正会員及び賛助会員の入会金は、これを必要としないものとする。

(会費)

第3条 本会の正会員の会費は、年15,000円とする。

2 途中入会者であっても、前項の会費とする。

3 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

4 第1項の規定の会費の徴収は、日本社会福祉士会に委託できるものとする。

(賛助会費)

第4条 本会の定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間1口10,000円、個人の場合は年間1口5,000円、学生である個人の場合は年間1口1,000円とし、各々1口以上の賛助会費を必要とするものとする。

2 学生である個人とは次のとおりとする。

(1) 日本社会福祉士養成校協会加盟校の学生

(2) 社会福祉学を専攻する大学院生

(3) 社会福祉士取得を目指す学部学生、及び専門学校生

3 一旦納入された賛助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第6条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規則は、本会設立の日から施行する。

附 則

1 この改正規則は、2014年3月22日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項及び同条第4項の規定については、本会設立の日（2013年4月1日）から適用する。